

令和8年度「輸出向け出荷管理システム開発業務」企画提案仕様書

1 事業名

令和8年度「輸出向け出荷管理システム開発業務」

2 事業の目的

本協議会では、成田市場という我が国有数の空港近接型卸売市場及び成田空港を核として、輸出に係る生産、流通、品質管理の各工程を一体的に再構築し、規制が厳格な国・地域にも安定的かつ継続的に対応可能な大規模輸出産地モデルの形成に取り組んでいる。

このうち流通体系の転換に向けては輸送コストの削減には大ロット化が必要であるが、大ロット化による輸出量の増加に対応できるよう輸出向け出荷管理システムの開発し、生産者、輸出事業者、通関業者、フォワーダー等が輸出量等の情報を効率的に共有し、輸出手続きを省力化することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務内容

（1）輸出向け出荷管理システムの開発

生産者、輸出事業者、通関業者、フォワーダー等が輸出量等の情報を効率的に共有し、輸出手続きを省力化するための輸出向け出荷管理システムを開発すること。

なお、同システムの内容は以下を満たすものであること。

- ① 対象仕向地はタイ、対象品目はいちごであること。また、対象仕向地及び対象品目は、後年度、拡張可能とすること。
- ② 成田市公設地方卸売市場及び成田国際空港を活用した輸出促進のためのシステムとし、輸出事業者に導入するものであること。
- ③ 生産者と輸出事業者との間で、輸出数量等の調整が効率的かつ簡潔に実施できるものであること。

- ④ 輸出書類（インボイス、パッキングリスト等）の作成や、輸出手続き（植物検疫、原産地証明、通関等）を効率化させるものであること。

5 報告書の作成

事業完了時に、各業務の実施成果をまとめた報告書を作成し、電子データにて協議会に提出すること。

なお、報告書の作成に当たっては、下記①～③の要素を含めること

- ① 開発したシステムの概要
- ② 生産者と輸出事業者との輸出数量等の調整の効率化に関する生産者及び輸出事業者の評価
- ③ 輸出書類作成や輸出手続きの効率化に関する輸出事業者の評価

6 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を協議会に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

なお、協議会は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 協議会は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、協議会の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

7 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に協議会と必要な協議及び打合せを行うとともに、協議会の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、協議会が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。

責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、協議会に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに協議会担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。

また、その対応や経過については、速やかに協議会に報告すること。

(4) 経費

協議会が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。

ただし、備品購入費は含めないものとする。

8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

9 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。

また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

10 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

11 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ協議会と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ協議会と受託者で協議の上、決定する。

(5) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて協議会と受託者において協議の上決定する。

(6) 記載外変更、その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、協議会と協議すること。